

## ○川本町ホームページ広告取扱要領

平成20年3月25日

告示第23号

改正 平成26年3月19日告示第15号の1

令和元年9月12日告示第36号

(趣旨)

第1条 この要領は、川本町広告掲載要綱(平成20年川本町告示第8号)及び川本町広告掲載基準(平成20年川本町告示第9号)に定めるもののほか、川本町ホームページ(以下「町ホームページ」という。)に掲載するバナー広告の募集及び掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、バナー広告は町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(バナー広告の規格)

第3条 バナー広告を掲載することができる広告枠の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 大きさ縦60ピクセル横150ピクセル
- (2) データ容量10KB以下
- (3) 形式GIF(アニメ、透過GIF可)、JPEG

(掲載のガイドライン)

第4条 広告を掲載することができるバナー広告は次の各号に該当するものとする。

- (1) 画像が変化又は移動する場合は、閲覧者の目への負担が大きくなるもの
- (2) 光感受性発作を誘発させないもの
- (3) 画面の大部分の領域が切替わるものは、切替えの間隔を2秒以上のもの
- (4) 画面が点灯する場合は点灯間隔を40/100秒以上のもの
- (5) 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよ

う配慮したもの

- (6) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしたもの

(禁止事項)

第5条 バナー広告には次に掲げる表現は禁止する。

- (1) ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるもの

ア 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク

ウ ラジオボタン

エ テキストボックス(入力できるように見えるもの)

オ プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

- (2) ユーザーが町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるもの

ア 町ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの

イ 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など、町政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが町の事業であると錯覚しやすいもの

- (3) GIFアニメを用いる場合はコントラスト(明度差)の強い画面の反転表示が継続するもの

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は町長が指定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則として1月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の1日とする。

3 広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、町長が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)の募集は、町ホームページ及び広報かわもと等の広報媒体で公募により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、川本町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により指定する期間内に町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で、必要と認めるときは、申込者に対し資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第10条 町長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに広告掲載の可否を決定しその結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。ただし、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先する。

(1) 第1順位 公社、公団、公益法人その他これらに類するもの

(2) 第2順位 町民の日常生活に関連する公共的性格のある企業等で、町内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外の企業及び自営業で町内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 その他企業又は自営業等

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第11条 広告掲載決定通知書を受け取った者(以下「広告主」という。)は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(広告の掲載料)

第12条 広告掲載料については、1月につき1枠3,140円とする。(消費税込み)

2 広告主は、広告掲載料を町長の指定する期日までに、原則として前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿を町長が指定する期日までに、町長に提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告枠の位置の決定)

第14条 個々のバナー広告に係る広告枠の位置は、町長が定める。

(広告内容等の変更)

第15条 町長は、広告の内容、デザイン若しくはリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの告示等にふれていると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第16条 町長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく広告の掲載を取消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載を一時停止することができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき。

(4) その他町ホームページの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は自己の都合により、町ホームページへの広告掲載を取下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により町長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の納付月額額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責任等)

第19条 広告主は広告の内容等、記載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを町長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先の変更)

第20条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の一週間前までに町長に届け出るものとする。

(裁判管轄)

第21条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の管轄は、川本町の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第22条 この要領に疑義があるとき、又はこの告示に定めのない事項については、別途協議の上決定するものとする。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月19日告示第15号の1)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月12日告示第36号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。